

計画の名称	京奈和自転車道とピワイチを基軸とした歴史・文化を体感する自転車周遊による広域観光活性化計画（重点）											
計画の期間	令和03年度～令和07年度（5年間）										重点配分対象の該当	○
交付対象	和歌山県											
計画の目標	滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県では、関西広域地方計画の広域連携プロジェクトである「3-3 歴史・文化・おもてなしプロジェクト」を推進するため、4府県の豊富で個性豊かな歴史や伝統等の文化資産を保全又は創出し、観光資源への活用や面としての地域づくり、世界遺産への登録などの各種取組と合わせて、地域資源を活用した多様で世界の人々を魅了する広域サイクリングルートの形成に向けて必要な基盤整備事業を実施することで、自転車による文化観光やロングステイなどのニューツーリズムの創出・普及を図る。											
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	1,510	A	1,510	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0 %

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 R元	中間目標値 R5	最終目標値 R7
1	【滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県 共通目標】滋賀県大津・甲賀地域、京都府山城地域、奈良県北西部、和歌山県紀北地域における観光入込客数を6,624万人（R元）から7,617万人（R7）に増加（993万人（15.0%）） 【滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県 共通目標】観光入込客数を6,624万人（R元）から7,617万人（R7）に増加（993万人（15.0%）の増加） （観光入込客数の増加割合）=（評価時点の年間観光入込客数 - R元の年間観光入込客数） / （R元の年間観光入込客数）	6624万人	7255万人	7617万人
2	【和歌山県 単独目標】和歌山県紀北地域（和歌山市、岩出市、紀の川市、橋本市、かつらぎ町、九度山町）における観光入込客数を1,393万人（R元）から1,574万人（R7）に増加 【和歌山県 単独目標】和歌山県紀北地域における観光入込客数を1,393万人（R元）から1,574万人（R7）に増加（181万人（13.0%）の増加） （観光入込客数の増加割合）=（評価時点の年間観光入込客数 - R元の年間観光入込客数） / （R元の年間観光入込客数）	1393万人	1514万人	1574万人
3	【和歌山県 単独目標】紀の川自転車道線（道の駅紀の川万葉の里付近）における自転車交通量を81台 / 日（R元）から92台 / 日（R7）に増加 【和歌山県 単独目標】紀の川自転車道線における自転車交通量を81台 / 日（R元）から92台 / 日（R7）に増加（11台 / 日（13.0%）の増加） （自転車交通量の増加割合）=（評価時点の休日自転車交通量 - R元の休日自転車交通量） / （R元の休日自転車交通量）	81台 / 日	88台 / 日	92台 / 日

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-	避難確保計画の策定	避難行動要支援者名簿の提供
全体事業費に占める効果促進事業費（提案事業）割合は、3.3%となる。 その他事項については（参考様式2）整備計画関連事項に記載。														

A 基幹事業

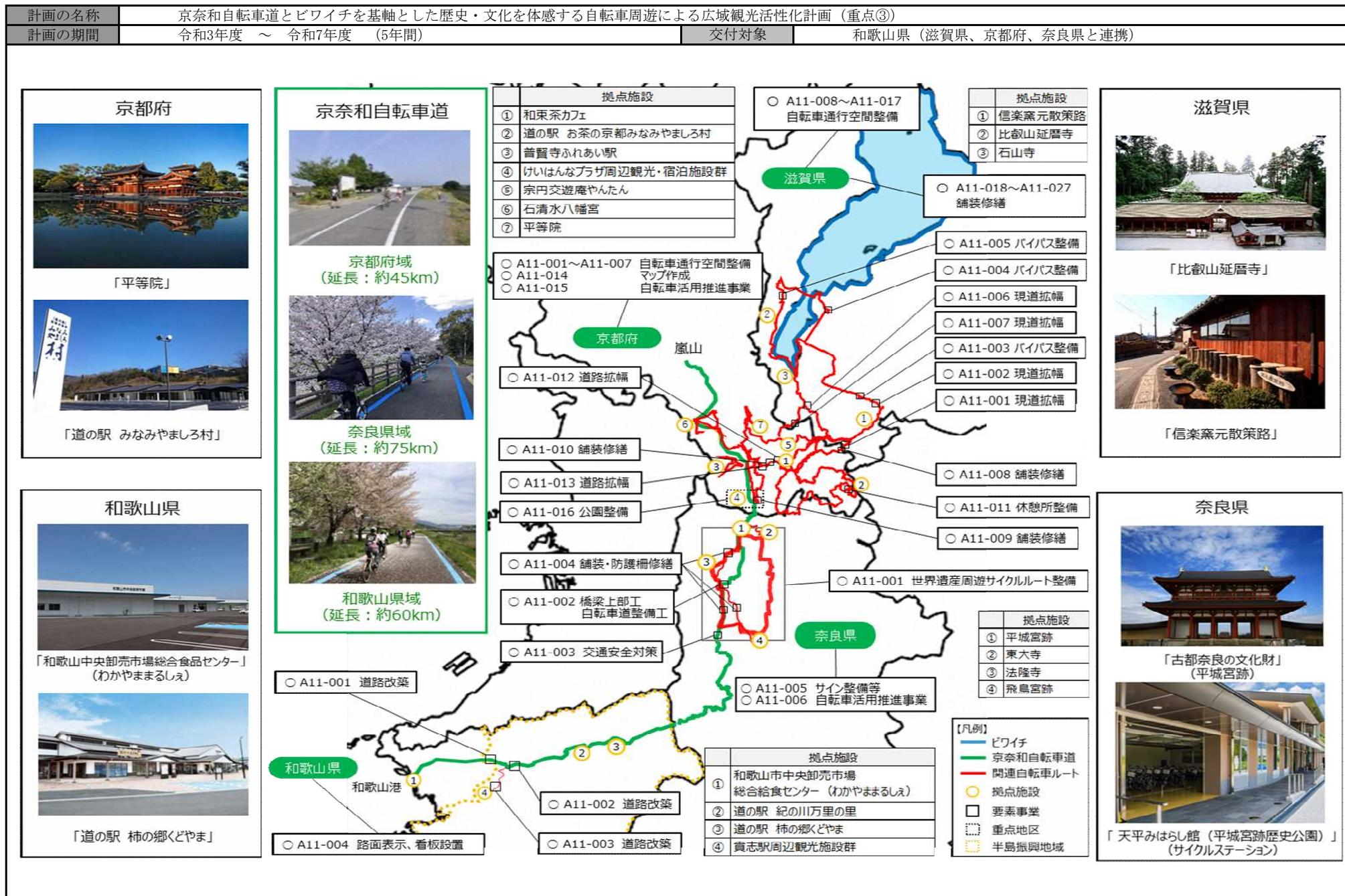
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												R03	R04	R05	R06	R07				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
広域連携事業	A11-001	道路	一般	和歌山県	直接	和歌山県	都道府 県道	改築	(一)紀の川自転車道線 (清水～下井阪工区)	自転車道整備 L=2.9km	岩出市、紀の川 市						600	-	-	
	A11-002	道路	一般	和歌山県	直接	和歌山県	都道府 県道	改築	(一)紀の川自転車道線 (桃山町段工区)	自転車道整備 L=2.7km	紀の川市						460	-	-	
	A11-003	道路	一般	和歌山県	直接	和歌山県	都道府 県道	改築	(一)貴志川自転車道線 (貴志川町工区)	自転車道整備 L=2.0km	紀の川市						400	-	-	
	A11-004	提案	一般	和歌山県	直接	和歌山県	都道府 県道	改築	自転車案内標識整備事業 (全線)	サイン整備 L=60km	岩出市ほか						50	-	-	
	市区町村名：岩出市ほかとは、紀の川市、かつらぎ町、九度山町、橋本市																			
												小計						1,510		
												合計						1,510		

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R03	R04			
配分額 (a)	81	104			
計画別流用増 減額 (b)	0	0			
交付額 (c=a+b)	81	104			
前年度からの繰越額 (d)	0	67			
支払済額 (e)	14	105			
翌年度繰越額 (f)	67	65			
うち未契約繰越額(g)	59	0			
不用額 (h = c+d-e-f)	0	1			
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	72.83	0.58			
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由	施工協議の調整が難航したため				

(参考様式) 参考図面 (社会資本総合整備計画 広域連携事業)



(整備計画関連事項)

計画の評価の実施予定							
中間：令和7年3月予定、事後：令和9年3月予定							
	拠点施設	広域的特定活動	重点地区		拠点施設	広域的特定活動	重点地区
①	和歌山市中央卸売市場 総合食品センター（わかやままる しえ）	サイクリングを活用した観光プロモーション、サイクリングの拠点		⑤			
②	道の駅 紀の川万葉の里	サイクリングを活用した観光プロモーション、サイクルステーション		⑥			
③	道の駅 柿の郷くどやま	サイクリングを活用した観光プロモーション、サイクルステーション		⑦			
④	貴志駅周辺観光施設群	サイクリングを活用した観光プロモーション、サイクルステーション		⑧			
				⑨			
備考	上記の活動は、令和3年3月5日の近畿圏広域地方計画協議会の下部組織「WG」にて広域連携プロジェクト「3-3 歴史・文化・おもてなしプロジェクト」に沿ったものとして確認がなされた活動・施設である。						
連携先都道府県との連携について							
連携方針	京奈和自転車道を有する京都府、奈良県、和歌山県とビワイチを有する滋賀県との連携により広域サイクルルートを形成し、これを基軸とした周辺ルートと併せて整備することで各府県の魅力ある拠点施設への周遊を促し、サイクルツーリズムによる観光振興と地域活性化を図る。						
推進体制	滋賀県、京都府、京都市、奈良県、和歌山県の担当者が参画する「1市4府県広域連携事業担当者会議」を設置し、取組状況や今後の方針等について議論する体制を構築。						
具体的な取組内容	「1市4府県広域連携事業担当者会議」により、事業進捗や拠点施設の整備状況、観光に関する情報共有を行い、今後の整備方針について検討し、広域・周遊サイクルルート形成のための道路の整備等を推進する。 さらには、広域・周遊サイクルルートを活用したサイクルイベントの実施や、サイクリングマップの作成について検討を行い、観光入込客数増加に繋がる取り組みを実施する。						
整備方針				整備方針に合致する主な事業			
①	拠点施設と一体となって、観光地としての魅力を高める			A11-001、A11-002、A11-003			
②	基幹事業と一体となってその効果を一層高めるサイン整備を実施する			A11-004			
③							
④							
交付対象事業に関連して実施される主な事業							
<ul style="list-style-type: none"> 京奈和自転車道とビワイチを基軸とした歴史・文化を体感する自転車周遊による広域観光活性化計画（重点③）の交付対象事業（事業主体：滋賀県、事業期間：令和3年～令和7年） 京奈和自転車道とビワイチを基軸とした歴史・文化を体感する自転車周遊による広域観光活性化計画（重点③）の交付対象事業（事業主体：京都府、事業期間：令和3年～令和7年） 京奈和自転車道とビワイチを基軸とした歴史・文化を体感する自転車周遊による広域観光活性化計画（重点③）の交付対象事業（事業主体：奈良県、事業期間：令和3年～令和7年） 							
その他							
(広域的地域活性化のために連携して実施する施策)							
<ul style="list-style-type: none"> 地域未来投資促進法に基づく和歌山県基本計画（計画主体：和歌山県、計画期間：平成30年～平成34年） 連携内容：本基本計画の実施にあたっては、広域的地域活性化基盤整備計画と連携しながら事業環境整備に取り組んでいく。（P.20） 農山漁村活性化法に基づく活性化計画（該当なし） 連携内容：連携なし 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業に基づく計画（該当なし） 連携内容：連携なし 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画（該当なし） 連携内容：連携なし 							

社会資本整備総合交付金チェックシート

(広域連携事業)

計画の名称: 京奈和自転車道とピワイチを基軸とした歴史・文化を体感する自転車周遊による広域観光活性化計画(重点③)

事業主体: 和歌山県

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①基本方針・上位計画等との適合等	
1)基本方針と適合している。	○
2)上位計画等と整合性が確保されている。	○
<small>(該当するものに○) 1 国土形成計画全国計画 ② 国土形成計画広域地方計画、北海道総合開発計画又は沖縄振興計画 ③ 社会資本整備重点計画 4 環境基本計画 ⑤ その他(以下の空欄に計画名を記載) 和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略、和歌山県長期総合計画、和歌山県自転車活用推進計画</small>	
②目標と広域的特定活動及び拠点施設との関係	
1)広域的特定活動により、目標達成の可能性が高い。	○
2)広域的特定活動の拠点としての拠点施設の位置づけが妥当である。	○
II. 計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1)目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
2)指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
3)指標・数値目標が分かりやすいものとなっている。	○
4)拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業の一体性が確保されている。	○
5)地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
④事業の効果	
1)十分な事業効果が確認されている。	○
2)他の事業との連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性	
⑤計画の具体性	
1)拠点施設で広域的特定活動が実施される見込みが高い。	○
2)拠点施設整備を新たに行う場合、その蓋然性が高い。	—
⑥円滑な事業執行の環境	
1)民間事業者等の多様な主体との連携が図られている。	○
2)事業実施のための環境整備が図られている。	○

(確認様式1)

交付限度額算定表

要綱第5に掲げる式による交付限度額(X)	680 百万円	規則第17条第1項に基づく交付限度額(Y)	16,125 百万円	$X \leq Y$ ゆえ、	本計画における交付限度額	680 百万円	
						交付率	45.0 %
						提案事業比率	3.3 %

規則第17条第1項に基づく限度額算定

S 615 km²

拠点施設を中心とする半径Rの円の面積(πR^2)

π :3.14

r:最短距離 14

拠点施設から都道府県の境界までの距離 14 km

拠点施設から海岸線までの距離 30 km

r₀: 10 km

R: $r \geq r_0$ ゆえ、 14 km

T 5年

当該広域的地域活性化基盤整備計画の計画期間

令和3年度 ~ 令和7年度

C 1,048.0 万円/km²・年度

単位面積あたり及び単年度あたりの標準的な投資額

行政投資全国実績のうち、都道府県が主体となる交付対象事業に係るものを全国平均で除したものの(最新5箇年の平均)

S × C × T × 0.5 = 16,125 百万円

要綱第5に掲げる式による限度額算定

交付対象事業費	拠点施設関連基盤 施設整備事業(A)	1,460 百万円
	提案事業(B)	50 百万円
	合計	1,510 百万円

$\alpha 1 = 9(A+B) / 10 =$	1,359.0
$\alpha 2 = 12A / 11 =$	1,592.7
$\alpha 1 < \alpha 2$ ゆえ、交付限度額(X): $\alpha / 2 =$	679.5 百万円

(確認様式1-1)

rの選定根拠(複数の拠点施設が記載されている場合)

※ 計画に記載された拠点施設から都道府県の境界若しくは海岸線までの最短距離
(複数の拠点施設が記載されている場合は、そのうち最も大きい値)

<選定方法>

- ① 各拠点施設から都道府県の境界までの距離:r1、海岸線までの距離:r2を記入
(〇〇群とした場合は群の中心付近からの距離とする)
- ② 最短距離欄に、r1、r2のうち短い距離を記入
- ③ 最短距離のうち、最も大きい値となる拠点施設からのr1、r2を交付限度額算定表に記載する値として選定

(単位:km)

拠点施設名	①		②
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2	最短距離 (r1、r2のうち 短い距離)
道の駅「紀の川万葉の里」	14	30	14
道の駅「柿の郷くどやま」	6	39	6
和歌山市中央卸売市場 総合食品センター(わかやままるし)	49	0.3	0.3
貴志駅周辺観光施設群	25	13	13

※ 選定結果(交付限度額算定表に記載する値)

(単位:km)

拠点施設名	③	
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2
道の駅「紀の川万葉の里」	14	30

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	和歌山市中央卸売市場 総合食品センター(わかやままるしえ)	所在地	和歌山県和歌山市西浜1660番地の401
設置主体	和歌山市	管理・運営主体	和歌山市
拠点施設の区分	法第2条第2項第2号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(1)
拠点施設データ	令和2年7月供用のため、データなし		
拠点施設の整備の有無	有	整備期間	令和2年度～未定
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
<概要及び整備計画> 和歌山市中央卸売市場は、これまで一般開放されていない施設であったが、老朽化に伴い施設の再編を行っており、これに伴い創出された余剰地を活用し、一般利用が可能で、集客が見込める施設の整備を進め、「総合食品センター(わかやままるしえ)」を令和2年7月に供用した。同施設は多数の市場関係事業者が出店しており、「一団地の観光施設」の要素を持ち合わせており、和歌山市の「主要な観光地」となっている。			
<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 本施設は、京奈和自転車道の一部を構成する紀の川自転車道線の起点に位置し、サイクリングルート上で自転車と自動車とが混在し、危険となっている区間を解消するため、専用道路の建設など安全で快適な自転車通行空間の整備を推進することで、集客力を高め、施設利用の促進や観光交流の活性化に繋げる。(A11-001、A11-002、A11-003、A11-004)			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
<現況> 令和2年7月、「総合食品センター(わかやままるしえ)」が供用され、これまで、市場関係者以外利用できなかった施設が飲食や買い物など一般の利用が可能となった。 また施設内には、サイクリストによる集客を視野に、サイクルラックや空気入れの配備、サイクリスト向けマップの配布、着替えスペース、ロッカーの設置など「観光旅客に対するその他役務の提供に関する事業活動」を実施。			
<将来> 和歌山市において、老朽化に伴う施設再編を進めており、これに伴い創出された余剰地内において、一層の集客、施設利用の促進、観光交流の活性化のため、まずは、計画期間内にレンタサイクルの実施やWifi設備の整備を整備予定など「観光旅客に対するその他役務の提供に関する事業活動」実施見込みである。今後、サイクリストを含む一般利用客をターゲットとした地元特産品を使った試食イベント等の実施を検討している。			
<該当する広域連携プロジェクト>			
3. 歴史・文化・おもてなしプロジェクト			
(1) 歴史・伝統文化の継承・活用と新たな地域資源の発掘・育成事業 ⑧			
スポーツツーリズム、(…中略…)により、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行形態であるニューツーリズムの創出・普及を図る。			

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	道の駅「紀の川万葉の里」	所在地	和歌山県伊都郡かつらぎ町窪487-2
設置主体	かつらぎ町	管理・運営主体	一般社団法人 道の駅紀の川万葉の里
拠点施設の区分	法第2条第2項第2号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(1)
拠点施設データ	施設利用者数 : 212 千人 (内県内: 千人 県外: 千人)(R元)		
拠点施設の整備の有無	無	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
<概要及び整備計画> 道の駅「紀の川万葉の里」は、休憩施設と地域振興施設が一体となった「一団地の観光施設」である。 当該施設は地域の観光情報の発信を行うほか、地元特産物の販売や地元食材を生かした飲食を提供するなど年間約21万人が利用しており、かつらぎ町の「主要な観光地」となっている。			
<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 本施設は、京奈和自転車道の一部を構成する紀の川自転車道線に接続しており、サイクリングルート上の幅員が狭小で自転車と自動車が混在し、危険となっている区間を解消するため、専用道路の建設など安全で快適な自転車通行空間の整備を推進することで、集客力を高め、施設利用の促進や観光交流の活性化に繋げる。(A11-001、A11-002、A11-004)			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
<現況> ・来訪者に対して、紀北地域の魅力発信や地域の食材、お土産、飲食の提供や和歌山県のサイクルステーションに登録しており、県が作成しているWAKAYAMACYCLINGマップにおいて紹介といった「観光旅客に対する観光案内に関する事業活動」を実施。			
<将来> ・今後も、サイクリングと連携したパンフレットを計画期間内に新たに作成するなどの県内外に向けたプロモーションの実施や、(公社)和歌山県観光連盟及び県が実施するサイクリストを対象にした「WAKAYAMA800 モバイルスタンプラリー」を令和3年度にリニューアルし、当該施設についてもチェックポイントとして位置付けるなど「観光旅客に対する観光案内に関する事業活動」を実施予定。なお、モバイルスタンプラリーの賞品の一部には、県内特産品を採用を予定している。			
<該当する広域連携プロジェクト>			
3. 歴史・文化・おもてなしプロジェクト			
(1) 歴史・伝統文化の継承・活用と新たな地域資源の発掘・育成事業 ⑧			
スポーツツーリズム、(…中略…)により、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行形態であるニューツーリズムの創出・普及を図る。			

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	道の駅「柿の郷くどやま」	所在地	和歌山県伊都郡九度山町入郷5-5
設置主体	九度山町	管理・運営主体	一般社団法人 道の駅九度山町柿の里振興公社
拠点施設の区分	法第2条第2項第2号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(1)
拠点施設データ	施設利用者数 : 266 千人 (内県内: 千人 県外: 千人)(R元)		
拠点施設の整備の有無	無	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
<概要及び整備計画> 道の駅「柿の郷くどやま」は、休憩施設と地域振興施設が一体となった「一団地の観光施設」である。 当該施設は地域の観光情報の発信を行うほか、地元特産物の販売や地元食材を生かした飲食を提供するなど年間約27万人が利用しており、九度山町の「主要な観光地」となっている。			
<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 本施設は、京奈和自転車道の一部を構成する紀の川自転車道線に接続しており、サイクリングルート上の幅員が狭小で自転車と自動車が混在し、危険となっている区間を解消するため、専用道路の建設など安全で快適な自転車通行空間の整備を推進することで、集客力を高め、施設利用の促進や観光交流の活性化に繋げる。(A11-001、A11-002、A11-004)			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
<現況> ・来訪者に対して、紀北地域の魅力発信や地域の食材、お土産、飲食の提供を実施、八重洲出版社が発行している「ニッポンのじてんしゃ旅Vol06～和歌山サイクリングガイド～」においておすすめスポットとして紹介、和歌山県のサイクルステーションに登録しており、県が作成しているWAKAYAMACYCLINGマップにおいて紹介、(公社)和歌山県観光連盟、和歌山県が発行しているWAKAYAMA800PRパンフレットにおいて、立寄りスポットとして紹介といった「観光旅客に対する観光案内に関する事業活動」を実施。			
<将来> ・今後も、サイクリングと連携したパンフレットを計画期間内に新たに作成するなどの県内外に向けたプロモーションの実施や、(公社)和歌山県観光連盟及び県が実施するサイクリストを対象にした「WAKAYAMA800 モバイルスタンプラリー」を令和3年度にリニューアルし、当該施設についてもチェックポイントとして位置付けるなど「観光旅客に対する観光案内に関する事業活動」を実施予定。なお、モバイルスタンプラリーの賞品の一部には、県内特産品を採用を予定している。			
<該当する広域連携プロジェクト>			
3. 歴史・文化・おもてなしプロジェクト			
(1) 歴史・伝統文化の継承・活用と新たな地域資源の発掘・育成事業 ⑧			
スポーツツーリズム、(…中略…)により、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行形態であるニューツーリズムの創出・普及を図る。			

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	貴志駅周辺観光施設群	所在地	和歌山県紀の川市貴志川町神戸803
設置主体	和歌山電鐵株式会社	管理・運営主体	和歌山電鐵株式会社
拠点施設の区分	法第2条第2項第2号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(1)
拠点施設データ	乗降客数： 490千人 (内県内： 千人 県外： 千人)(H30)		
拠点施設の整備の有無	無	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
<概要及び整備計画> 和歌山電鐵貴志川線は、和歌山県和歌山市の和歌山駅から紀の川市の貴志駅までを結ぶ鉄道路線で、2006年4月に南海電気鉄道株式会社から和歌山電鐵株式会社が経営を継承された。その末端駅である貴志駅周辺は、紀の川市内の「主要な観光地」であり、駅を中心に、和歌山電鐵(株)や(一社)紀の川フルーツ観光局などの多数の事業者が運営する観光に資する施設で構成された「一団地の観光施設」となっている。			
<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 本施設は、京奈和自転車道の一部を構成する紀の川自転車道線に繋がる貴志川自転車線の終点に位置し、サイクリングルート上の幅員が狭小で自転車と自動車と混在し、危険となっている区間を解消するため、専用道路の建設など安全で快適な自転車通行空間の整備を推進することで、集客力を高め、施設利用の促進や観光交流の活性化に繋げる。(A11-003、A11-004)			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
<現況> ・駅長にたま(猫)を起用、電車に「猫(たま)」「いちご」「おもちゃ」など親しみやすいラッピング、和歌山県が発行する観光ガイド&マップにおいて、紀北エリアの立寄りスポットとして紹介、(公社)和歌山県観光連盟、和歌山県が発行しているWAKAYAMA800PRパンフレットにおいて立寄りスポットとして紹介、駅前のおんではレンタサイクルが利用可能、令和2年12月から令和3年3月末までの期間、(一社)「紀の川フルーツ観光局」において、貴志駅を含む紀の川市内主要4駅において、「シェアサイクリング」の実証実験を開始するなど「観光旅客に対するその他の役務の提供に関する事業活動」を実施。			
<将来> ・今後もサイクリングロードの活用、電車のラッピングの随時変更など、県内外に向けプロモーションを実施し、乗降客、観光客の一層の増加を図る。 ・(公社)和歌山県観光連盟や県が実施するサイクリストを対象にした「WAKAYAMA800 モバイルスタンプラリー」を令和3年度にリニューアルし、当該施設についてもチェックポイントとして位置付ける予定であり、「観光旅客に対する観光案内に関する事業活動」を実施予定。なお、モバイルスタンプラリーの賞品の一部には、県内特産品を採用を予定している。 ・「シェアサイクリング」の実証実験の結果を踏まえ、今後、シェアサイクルの本格運用を含むサイクリングによる周遊観光促進を図る予定。 ・住民ボランティア団体「貴志川線の未来を”つくる”会」と連携し、貴志駅を含む和歌山電鐵貴志川線のPRに向け、計画期間内にホームページの充実、SNSによる情報発信、新たなリーフレットの作成などに取り組む見込み。			
<該当する広域連携プロジェクト>			
3. 歴史・文化・おもてなしプロジェクト (1)歴史・伝統文化の継承・活用と新たな地域資源の発掘・育成事業 ⑧ スポーツツーリズム、(…中略…)により、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行形態であるニューツーリズムの創出・普及を図る。			

(確認様式3)

道路

都市計画道路名又はその 他道路名 <small>注1)</small>	番号	区間	道路 区分 <small>注2)</small>	事業 主体	事業 手法 <small>注3)</small>	工種	延長 <small>m</small>	車道幅員		車線数		歩道幅員		交付 事業費 <small>百万円</small>	交付事業 における 事業期間 <small>(年度)</small>	事業 内容 <small>注4)</small>	都市 計画 決定 <small>年月</small>	広域的特定活動に伴う 人流・物流との関係性		整備効果等 <small>注6)</small>	供用等 <small>注7)</small>	備 考 <small>注8)</small>
								整備前 <small>m</small>	整備後 <small>m</small>	整備前 車線	整備後 車線	整備前 <small>m</small>	整備後 <small>m</small>					自 <small>(拠点施設)</small>	至 <small>注5)</small>			
<道路>																						
一般県道 紀の川自転車道線	A11-001	清水～ 下井阪工 区	地	和歌山県	—	改築	2,900	—	4.0					600	R3～R6	自転車 道整備	—	和歌山市中 央卸売市 場 総合食品センター(わ かやままるしよ)	道の駅 「柿の郷く びやま」	安全で快適な自転 車通行空間の確保		
一般県道 紀の川自転車道線	A11-002	桃山町段 工区	地	和歌山県	—	改築	2,700	—	4.0					460	R3～R5	自転車 道整備	—	〃	〃	〃		
一般県道 貴志川自転車道線	A11-003	貴志川町 工区	地	和歌山県	—	改築	2,000	—	4.0					400	R4～R7	自転車 道整備	—	〃	貴志駅周 辺観光施 設群	〃		

(参考)

<関連事業>																						

※本調書にはア)交付対象事業「道路」(補助国道、地方道、街路)、イ)関連事業の道路のすべてを記載すること。

- 注1)道路名は、国道、主要地方道、一般都道府県道、市町村道の別が分かるように記載すること。
- 注2)国、地、街、他の別を記載。ただし、国:国道、地:地方道、街:街路、他:いずれにも該当しないもの。
- 注3)<関連事業>については、通、交、地特、単独、促の別等を記載。補足説明すべき点は備考欄に説明を記載。
- 注4)施設の構造、工法、及び地方道事業においては細工種、街路事業においては沿道区画整理型街路事業等の事業名
- 注5)要素事業毎に、どの拠点施設を経る人流・物流の経路(他の拠点施設、I.C等)途上の事業なのかを明確にすること。
また、別添「確認様式4 道路概要図」に要素事業及び拠点施設の位置関係が分かるように図示すること。
要素事業にはそれぞれ上表の番号(整備計画の番号)を付すこと。また、拠点施設については、それぞれ施設名、所在地、施設数、入込客数などの概要を記載すること。
- 注6)5で記載した拠点施設間で行われる当該要素事業による整備効果を簡潔に記載すること。記載にあたっては、「所要時間が○分→○分に約○分短縮」、「拠点施設間唯一の線形不良(R<○)の解消」など具体的に記載すること。
- 注7)当該要素事業の供用等(部分供用含む)を記載すること。記載にあたっては、「全線完成供用L=○m(R○、○予定)」、「部分供用L=○m(R○、○目途)」など、供用形態、区間延長、供用時期を記載すること。
- 注8)備考には現在の道路状況を把握するために必要なその他の事項で、交通量(台/日)、混雑度等を記載。また、別添「確認様式4 道路概要図」にも主要ポイントの交通量を記載すること(要素事業箇所直近は必須)。

(例)・道路改築:交通量(台/日)、混雑度等 ※交通量は最新のセンサステータを用いて記載すること。
・自転車駐車場:都市計画決定の有無、面積、利用台数等
<関連事業>の備考には、当該関連事業と組み合わせる効率的・効果的に実施する交付金事業の道路名・区間についても記載。
※不足する場合は適宜行を追加すること。
※地域高規格道路、連続立体交差事業等の交付期間(3～5年)内に一定の成果をあげることのできない大規模な事業は、交付対象外。

広域的地域活性化基盤整備計画 提案事業概要書

事業名 : 自転車案内標識整備事業	事業期間 : 令和4年度～令和7年度	事業費 : 50百万
【事業概要】 自転車による広域的な周遊観光を促進するため、ルートや周辺の観光スポット等を案内する案内看板や路面表示を設置	【事業費の主な使途】 ・ルートを示す案内看板・路面表示の設置 ・周辺の観光スポット等を案内する案内看板・路面表示を設置	【間接交付(補助)を行う場合に記載】

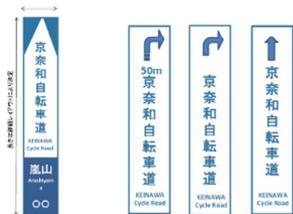
○目的

案内看板や路面表示などサイクリストにわかりやすい案内を整備し、自転車による広域的な周遊観光を促進する

○事業内容



案内看板(イメージ)



路面表示(イメージ)

【事業実施箇所図】



提案事業予定箇所

【和歌山県】 事業実施箇所図

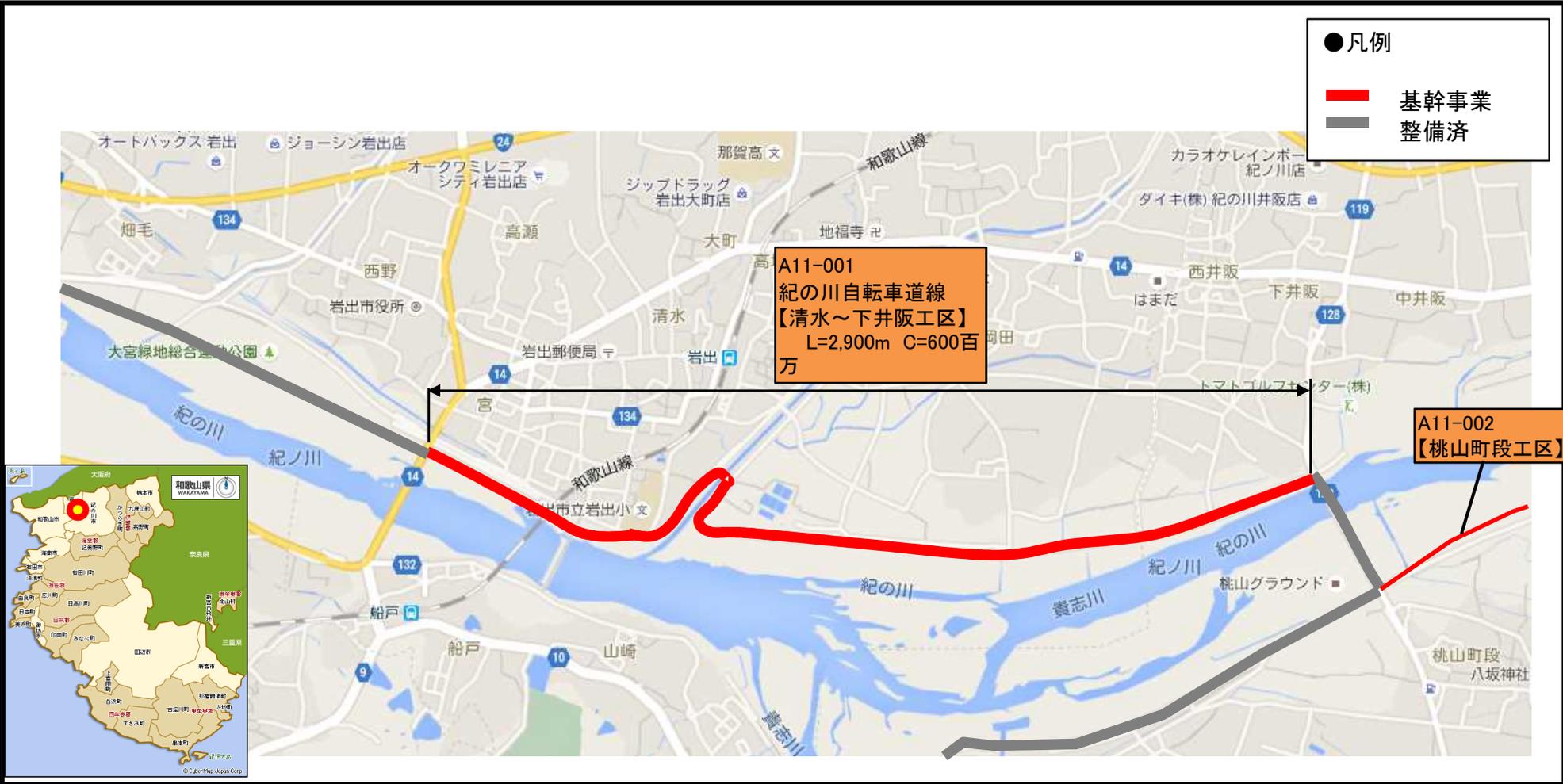
凡例	
● (赤)	拠点施設
● (黒)	市役所、町役場
— (青)	サイクリングロード
— (粉)	紀伊地域半島振興計画
— (赤点線)	基幹事業(重点)
— (黄)	提案事業

番号	工区名	事業内容	アクセス数
A11-001	清水～下井坂	改築	1
A11-002	桃山町段	改築	1
A11-003	貴志川町	改築	1



滋賀・京都・奈良・和歌山における自転車を活用した広域観光活性化(和歌山県) 事業実施箇所図

- 凡例
- 基幹事業
 - 整備済



滋賀・京都・奈良・和歌山における自転車を活用した広域観光活性化(和歌山県) 事業実施箇所図

